ペットフード輸入業者 チェックリストの例

責任者の確認が済むまでは輸入手続や販売を開始しないこと

1 輸入する製品の概要

製品名	
輸入元国	
原産国	
(実質的な変更をもたらす	
最終加工工程を完了した国)	

2 輸入前確認事項

責任者	担当課長	担当者

	確認項目	日 付	確認者	備考
原	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、			
材	又はこれらの疑いのある原材料を用いていないこと			
料				
	猫用の場合は、原材料にプロピレングリコールを使用して			
	いないこと			
	原材料に専ら医薬品に該当する成分を含んでいないこと			
	(判断出来ない場合は、農水省畜水産安全管理課(薬事監			
	視指導班) に照会)			
製	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来してペット			
造	フード中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するの			
方	に十分な効力を有する方法で行っていること			
法	製造者における製品規格書や製造工程表を入手し、製造方			
	法の概要を確認			
包	商品名(犬用、猫用の区別がつくこと)			
材				
の				
表	原材料名(全ての原材料を記載すること。添加物の用途表			
示	示漏れ注意。)			

	賞味期限(リパックする場合は、リパックを行う事業者が 科学的・合理的根拠に基づき適正に表示すること)	ĵ				
	付子的・古座的依拠に参りで過止に衣がすること/					
	製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所	ff				
	(製造元、発売元の表記は不可)					
	原産国名					
	(実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国)					
	その他					
	(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等	-				
	に関する法律、景品表示法、ペットフード公正競争規約等	()				
最	「愛玩動物用飼料の検査法」(21 消技第 1764 号 FAMIC 理事					
終製	長通知。以下、「公定法」)による分析で、基準・規格を満たしている	苗				
品	公定法以外の方法による分析で、基準・規格を満たしてい	۸,				
	る(公定法での確認が別途必要)					
	(必要に応じ)ペットフード安全法の表示の基準について					
	地方農政局等への照会					
	(必要に応じ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び多	y				
	全性の確保等に関する法律に関する表示について、農水省	旨				
	畜水産安全管理課(薬事監視指導班)への照会					
	その他(動物検疫や植物検疫等の必要性)			あり・		
				なし		
l		<u></u>	扣坐罪	F	扣业	*

3 輸入後確認事項

責任者	担当課長	担当者

確認項目	日 付	確認者	備考
品質基準(自社基準)への適合状況確認			
公定法によるペットフード安全法の基準・規格への適合状況確認のための検査頻度(予定)	Oロット ごと		
表示の基準の適合状況確認 (名称、原材料名、賞味期限、事業者名・住所、原産国名)			

*ペットフード安全法に基づき必要な事項を中心に記載しています。必要に応じて、他法令に関するチェック項目を追加してご使用ください。

ホームページに掲載されているペットフード安全法のリーフレットやQ&Aもご参照ください http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/